

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

日本共産党の平野邦夫でございます。議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めていきたいと思っております。

今日の政治情勢、社会情勢のもとで最も深刻かつ重大な問題が国民の暮らし、市民の暮らしにどう襲いかかっているのか。市民の命と健康を守る、この課題は国の政治においても地方の政治においても最も重要な課題だと考えております。そういう立場から最後のセーフティーネットと言われる生活保護行政や独居老人の安心・安全、これを守るための行政課題、これらの福祉行政、憲法25条で保障された国民の生存権を最低限守る上で絶対条件とも言える衣食住、これを確保するための必要な労働雇用や社会保障などの問題について、さらに、市民病院についても質問をしていきたいと思っております。最後に、介護保険の問題についても市長の見解をただしておきたいと思っております。

今回の一般質問で通告しております内容で、福祉行政と雇用問題は関連させて質問させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3月4日の佐賀新聞の2面、その見出しを見ますと、無保険、国民健康保険証ですね、「「無保険」で医療費払えず… 受診遅れ31人死亡」、こういう見出しがありまして驚きました。調査をしたのは全日本民主医療機関連合会、俗に民医連と言いますが、この調査で国民健康保険料を滞納して保険証がもらえない。無保険になり医療費が払えず、病気になっても受診がおくれて死亡した人、これが31人だと。これは全国16道府県からの報告でありますので、この報告が広がりますと、もっと深刻な事態が反映されるんじゃないかと危惧せざるを得ないわけでありまして。この31人の人の、いわば職業別といいますか、仕事をなくしている人、これは過去形になりますよね。仕事をなくしていた人11名、非正規労働者8名、年金受給の高齢者が7名いたと、自営業が5名、この亡くなった31名の内訳であります。

具体例として載っておりましたので、本当に心痛みましたが、パートタイムの49歳の女性が健診で高血圧と診断されていたのに無保険だったために治療を受けられず、仕事もなくし、その後、クモ膜下出血で入院、死亡した例が報道されています。

貧困と格差の広がり、こういう中で医療を受けられない、あるいは仕事をなくした、会社の社会保険に入れない、仕事に追われ雇用の不安を抱えて病気を我慢して働いている非正規労働者、少ない年金で国保税が払えない方、これは武雄市の決算を見ましても単年度で1億円近い滞納が出ているわけですが、そういう払いたくても払えない世帯がふえてきている。そういう方々が最終的には病院に行けない。行ったとしても10割払わなきゃならない。このお金がない。我慢せざるを得ない。病気がますます重くなる。まさに悪循環であります。湯浅誠さんを市長が紹介されましたので、私も幾らかほっとしたんですけどね、あの人の「貧困と格差の広がり」という本や「貧困が襲いかかってくる」という本など、私も読んでいるところであります。

そういう貧困と格差の中身、本当に深刻であります。同じ4日付の佐賀新聞で、その隣の記事の見出しを見ますと「生活保護160万人突破 前年比5万3,000人増」、これが同じ日の新聞の隣の記事でありました。全国で生活保護を受給している人が昨年12月時点で160万6,714名、厚労省の発表であります。不況の影響で前年同月比に比べ5万3,121人ふえたと報道し、その原因をどう分析しているかと。大幅増の背景には派遣切りなどで失職した非正規労働者の一部が雇用保険の失業給付を受けられず生活に困窮している事情がある、そう分析しております。

同じ、これは全国紙、どこの新聞でも報道しましたがけれども、27日に厚労省が何を発表したかと。3月までに職を失うおそれのある派遣労働者、もう派遣労働者なんかはいろいろありますね、請負労働とか日雇い労働とかいっぱいあります。15万7,806人、この非正規労働者が職を奪われる、寮を追い出される、こういう深刻な事態が出てくる。これは厚労省がそう認識をいたしております。しかし、派遣請負団体は15万7,000人ととどまらない。40万人と推計しております。実際には厚労省の調査よりかなり多い解雇、雇いどめが発生するおそれ、これは新聞、テレビでも報道しているところでもありますけれども、3月危機と言われております。

1月、前回調査からは3万3,000人が増加する。同じ27日付、総務省、労働力調査詳細集計を発表して、それによると2008年9月、12月期の派遣など、非正規労働者は1,796万人、実に34.6%が非正規労働という状態にまでなっております。輸出大企業を中心とした非正規労働者の解雇が進むもとの、正規から非正規への置きかえが進んでおります。

アメリカ発の金融危機、新自由主義経済の破綻、アメリカに追随してきた日本経済の100年に一度と言われる経済不況、そのしわ寄せが景気、不景気の調整弁として非正規労働者の使い捨て、人間を道具としか見ない、そういう労働、雇用の破壊、これらの深刻な事態、これは1999年までの労働者派遣法と1990年以降の労働者派遣法は根本的に違うわけですね。日本共産党だけが反対をして、その他すべて1999年以降の労働者派遣法は製造業の分野まで派遣ができる、まさに悪法ですけれども、これが通ったわけです。それ以降、非正規労働者がどんどんふえていく。こういう今日の事態、そしてそれが武雄市にも影響を及ぼしてきている、あるいは将来の日本の経済を展望したときに市長はどのように考えておられるのか、その見解からまず伺っていきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は、派遣法そのものは悪だというふうには思っていないんですね。これは種々の議論がありますけれども、基本的にこれは労働界、あるいは経営者側もそうなんですけれども、なるべく雇用については、さまざまな形態が必要ではないかということが恐らく私よりも議員

御案内だと思いますけれども、旧労働省の審議会等が出ていたというふうに私は認識をしております。したがって、これそのものは悪ではないと思うんですが、問題なのは恐らくこの制度設計をしたときの旧労働省の官僚の皆さんたちは、まさか景気がここまで悪化するとは思っていなかった。これは制度設計とは別にちょっと議論をする必要があるだろうというふうに思っております。

私としては、これからの理想像といたしましては、やはり参考になるのはオランダだというふうに思っております。同一労働、同一賃金が基本原則であるということ。日本型からオランダ型のモデルに近づけることが私は重要であるというふうに認識をしております。いずれにいたしましても、多様な派遣形態というのが私はあっていいと思います。ただ、その条件がやはり同一賃金、同一労働ということで、私の考え方は日本共産党の皆さんたちと一緒にじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

働く側のニーズがあるというのは1999年以前の状態では通じていたかもしれませんが、しかし、99年以降の従来は製造現場には派遣しちゃならないと。これが解禁されたら、構造改革規制緩和でですね。それから大企業はどんどんもうけていく。いわばいつでも首切れる状態が生まれてきたわけですから。さっき市長が言ったオランダ型を目指す。私ども日本共産党はルールある資本主義ということで、あえてモデルにしているわけじゃありませんけども、見習うべきはヨーロッパの資本主義だと、ルールある資本主義だと我々はそれを目指しているわけですが、例えば、ルノーが大量解雇をしようとしたと。そのときに日本で言えば厚生労働大臣がルノー本社に乗り込んでどういうことかと、解雇は認めないと、こういう権限を持っているわけですね。日本はそういう権限を持たない。そういう意味では36%の非正規労働、その犠牲の上に大企業のもうけが成り立っている。景気が悪いからというて即刻首を切っていくということでは済まされない社会的な責任がある、そう思います。

ハローワーク武雄の11月と12月の月報をもらいました。新規の求職者425人、前年同月比で4.4%の増加となったと。そのもとで月報によると、「現下の雇用失業情勢を踏まえた取り組み、景気の後退の中で雇用情勢は下降局面にあり、今後さらに派遣労働者、期間工等の非正規労働者を中心として大量離職の発生や新規学卒者の採用内定取り消し、これらも懸念される。そういう状況の中で、関係機関と連携して佐賀県緊急雇用対策本部を設置した」というふうに報道をしております。

12月の月報を見ますと新規求職者は422人、前年同月比で43.1%増加となったと。武雄市内では、一昨日の営業部長の報告によりますと、大河内議員への答弁で、正社員が2社で31

名解雇になっている。非正規は5社で154名と。そこでお伺いしますけれども、市が誘致した企業関係でどうなんですかと。

もう1つは、佐賀県は緊急雇用対策本部を設けたわけですがけれども、武雄は具体的にどういうことを具体化されているのか、答弁していただきたい。

もう1つは、県内10市の状況を見ますと、いわゆる市役所の窓口には緊急相談窓口、そういうところもあります。そういう点で武雄市の具体的な事例があれば答弁していただきたいと思えます。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

昨日、人数を申し上げましたが、その中についてはほとんどが誘致企業でございます。地場の企業については入っていないようでございます。

それから、相談窓口ですが、これについて、昨年12月24日に武雄市の行政側と、それからハローワーク、商工会議所、商工会との連携で関係者会議を持っております。その後、1月19日に武雄市緊急雇用等相談窓口を農林商工課のほうに設置をしております。今現在、3件の相談があっているということで、そのうち、2人が市外の方ということで、中身については、雇用に関する相談じゃなくて、そういう不満の声があったという内容でございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

誘致企業5社で154名、すべてが誘致企業だと。結局、九州管内でもトヨタ関係、日産関係、ダイハツもそうですね。景気が悪くなれば撤退すると、あるいは伊万里の工業団地に進出したところ、あるいは波佐見に進出しようとして来たキヤノン、1,500名地元から採用すると。結局、そこには進出撤退する、いわば進出をおくらせる。そういう状況の中で、希望を持っている人たちや自治体も振り回されるという状況があるわけです。誘致企業だけじゃなくて市内の企業等々調べますと、市全体で見るとその実態はもっと深刻ではないのかと。ハローワークが統計を出している新規求職者、この数字と市がつかんでいる5社の154名、しかし、そのほかにもあるんじゃないかと。そういった意味では、多分、市役所の玄関に緊急雇用対策本部だとか、窓口はこちらですとか、大いに知らせていく必要もあるんじゃないですか。ハローワークに行ってみたら、本当に市民があふれている。なかなか仕事が見つからない。そういう人たちの要求、悩み、いっぱい聞いておりますけれども、しかし、どこに相談に行けばいいのか、ハローワークには行きますけれども。仕事がない、そういう深刻な悩みが寄せられております。

福祉課から生活保護に関する資料を提出してもらいました。それによりますと、平成19年度の生活保護の相談95名、平成20年度、これは3月入っていませんね。2月末で119名、19年に比べてふえているわけですが、しかし、相談はふえていますけれども、実際に申請を受け付けたのは19年度で95人の相談に対して28件、平成20年度は119件と相談件数ふえているのに申請を受け付けたのは27件、生活保護を開始しましょうと、そういう数字で見ますと、平成19年度は26件、これは逆に平成20年度は相談件数ふえているのに22件というふうに逆に4件減ってきている。

そうしますと、そこでお伺いしたいのは、この関係といいますか、相談件数がふえると申請件数もふえていくだろうと、私素人目に見ますとね。それと窮迫な事由、いろいろあるでしょう、仕事がなくなったとかいろんな相談、中身はそれぞれ違うかわかりませんが、仕事をなくしたとか、そういった相談の中身はそれぞれ違いがあるかもしれませんが、数字上で見ると相談件数がふえれば申請件数もふえるだろうと。したがって、今の国の方針からいきますと、生活保護を開始する人もふえていくだろうと私なりにそういうふうに感じますが数字見て、あれ、どうしてなのかなと、その関係を答弁していただきたいと思います。

その中で仕事をなくしたと、雇いどめとか派遣切りとか、そういう意味で窮迫な事由、生活保護で言えば第9条ありますよね、窮迫な事由というのはあちこちありますけどね、そういうことで、この119名を見たときにどうなのかと、そこをまず答弁していただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

確かに相談件数はふえております。これにつきましては、確かに新聞報道等で生活保護のことを取り上げて、また、リストラが多いということで生活保護のことを問題にしておりますけれども、それについて来られても、やはり生活保護法というのは法に沿って基準がありますので、そういうことで、相談件数はふえても申請には至らなかったというふうなことでございます。

それから、リストラ等で相談ということはありません。ただ、扶養義務者が、例えば、県外、特にこれはまさに象徴していると思いますけれども、愛知県で勤めていてリストラになったと。親に援助したいけど、できなくなったというのが1件ございました。ただ、直接的に会社をやめてリストラされたから保護の申請ということは今のところあっておりません。

それから、窮迫保護につきましてはですが、これは経済情勢にかかわらず、福祉事務所というのは常に生活に困窮された方については実施していくわけですが、やはりこれは調査しまして、資力、それから稼働能力、そういうのを調べますので、我々としては法と指導要領にのって柔軟に対応し、適切に実施しているとは思っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

いわば雇いどめとか、派遣切りだとか、職をなくして生活困窮事態で市に相談に来たというのは3件で——3件と言いましたね、名古屋から云々、それはないということですね。しかし、この中で平成20年度、廃止、あるいは却下が2件ありますね。いわば、稼働能力という問題で却下し、あるいは相談、申請を受け付けなかったという例はありますか。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

稼働能力ですね、働けるのに保護ということでもありますけれども、この稼働能力につきましては、我々は本人が病状訴えております何々の病気で働けんと、そういうところにつきましては、調査の中で主治医に意見書を書いてもらいます。その中で、この方は働けるというような形で、ただ、それだけではありません。やはり周りの状況を勘案し、そういうところで、内容につきましては、個人のプライバシーにいろいろかかわる部分がありますけれども、適正に処理はしたと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

それはわかるんですよ。この間に、そのことを理由に健診命令もしてもらった。本人も健康には自信が持てたと、働けると、そういうことで、あなたは稼働能力としては医者診断も経たんだから頑張りなさいということで却下をしたり、申請を受け付けなかったりという例があるんですかと。稼働能力で64歳以下の人たちですよ。そういうことの例はあるんですかと。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

申請を受け付けなかったということはありません。ただ、説明の中で、話している中で、そしたら自分はやはり生活保護に該当しないんじゃないかと、そういう方で申請に至らなかったということもありますけれども。ただ、今申しましたように、申請をされた方で稼働能力調査、その他のことで却下したのが1件あるということです。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

申請に来る、申請書を渡す前にいろいろ説明されますよね。ここがどういう立場で説明するかという問題なんですよ。

これは舛添厚生労働大臣が言っているわけですがけれども、我が党の参議院議員の仁比議員が生活保護に関する質問をしたときに、これはことしに入ってですけどね、福祉事務所あてに通知した内容というのを紹介しながら、東京都が各都下の市、区の福祉事務所にどういう通知を出したかと。単に稼働能力があることのみをもって保護しないと判断してはならないと。健康であれ、病院に行かざるを得ない事態であれ、稼働能力があるからというだけでは申請を断るとか、却下するということはしてはなりませんよと、これが1つ。さらに、今般の雇用情勢の急激な悪化により、失業を原因とする生活困窮相談が急増すると思われます。これは3月末に向けてまたふえてくる。相談もふえると思いますよ。前年から2倍、3倍、2.5倍の相談があっているわけですからね、相談が急増すると思われます。要保護状態、そういう状態にある生活困窮者に対して適切に生活保護を実施するために、相談窓口においては相談者の生活不安な気持ちに十分な配慮をもって臨み、相談者の申請権を、抑制はしていないでしょうけど、抑制するような対応は厳に慎まれるよう申し添えますと。あの東京都と私言いたいんですよ。それ以上言うと、また語弊がありますので言いませんけれども、あの東京都が今の失業大量創出時代に、こういう対応をしないさいと。このことを、いわば我が党の参議院議員が厚労省で質問したときに舛添厚生労働大臣は何て言ったかと。舛添大臣の答弁を紹介しますとね、まさにそのとおりだと。「厚生労働省の基本的な方針に基づいて東京都もそういう方針を決定したと思っております。稼働能力があるかどうかということだけに限定して、そのことだけを見るのではなく、さまざまな気配りをしながら細かい対応をすることでありまますから、その方針を貫いていけばおのずと答えは出てくるでしょう」。

ですから、先ほど説明をして、ああ自分は該当しないんだなど。それは資産の活用とか、あるいは手持ちの現金だとか、そういう基準に照らしてね、それはあり得る話でしょう。しかし、そういう今後、大量に創出されるであろう生活困窮者に対してどういう対応をすべきかということは、改めて厚労省なり、東京都が、これは法の世界ですからね、改めて言う必要はないですけども、改めてそういうのを明確にしたということなんです。ですから、そういう立場でこれからの問題に対応していただきたいというふうに考えるものであります。

しかし、これからのこともありますので、結局、どこが確認されてきているかといいますと、いわば生活保護法の第1条というのは憲法25条に基づいて、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」、この25条の生存権に照らして生活保護法というのが具体化されてきておるわけですね。そのもとで最低生活とはどうあるべきなのかと、これは3条。保護の補足性、これは扶養があったとしても、しかし、それで生活保護はできないということじゃないんですよ、補足性ですかねらね。扶養の義務があったとしても、それはその人の経済条件によってはできない場合もあるわけですから、あくまでも補足性で、

この4条の3には前項の規定に縛られるものではないと改めてしていますよね。

それから、申請保護の原則ですから、まず申請をしてもらおうと。今どうなっているかという、電話で自分の意思表示、例えば、車がないから福祉事務所に行けない。生活保護を受けたいという電話で福祉事務所に連絡をする。受ける。これが申請日になるんですよ。なるんですよ。国の方針でそう言っていますよね。あるいは申請用紙に基づかなくても自分の意思を伝えると。開始になったとき、そこでカウントされるわけでしょう、そこに戻ってカウントされていきますよね。ですから、本人の申請主義。ですから、申請に来た人に事細かにいろいろ話をして、だんだんだんだん気持ちが小さくなっていく。先がますます見えなくなってくるということもあり得る話ですよ。あるいは、ああ、福祉事務所に来てよかったと。それで生活保護を受けながら自立していくために一生懸命仕事探そうと、そういう窮迫な事由があってそこから抜け出す。そのための自立更生の制度ですからね。ですから、そういう意味では、申請保護の原則。まず申請をして、その後、面接調査なんだと。それで結果として、あなた立派な車を持つとんさっけども、これは何とか軽にかえられませんかとか、そういういろんな援助ができるわけでしょう。本人知らんわけですからね、その詳しいことは。

だからまず、ここで言う7条の申請保護、まず申請主義ですよ、まずはですね。それで、9条に言われる必要即応の原則、いわば東京都千代田区は2週間以内に結論を出さなきゃいけないとなっていますけれども、緊急な場合に4日、5日でしなさいと。あるいは先ほど市長が紹介した、12月31日から年明けにかけての、あそこの日比谷公園での派遣村、こういう実態が放映されますと、前回の一般質問で紹介しましたけれども、手助けするボランティアがいっぱい集まってくるんですよ。長野県からはリンゴが集まってくる、千葉から野菜が集まってくる、米が集まってくる、みんなで社会的な連帯を発揮して日本から貧困をなくしていこうと。その貧困の根源というのは人間的な労働の破壊。働きたくても働けない。働けなければ収入が入ってこない。そこからすべて生活が破壊されていくわけですよ。人間性まで破壊されていく。そこの最後のセーフティーネットとして衣食住は少なくとも生活保護でやっていきましょうということで、生活保護には8つの扶助がありますよね。最後の葬祭まで入れますとね。そういった意味では、制度を本当に今生かさなきゃならんときだろうと思うわけでありませぬ。

そこで、改めてもう一回説明願いたいんですけども、いわば申請書を渡さなかった92人、相談に来たけども、申請できなかつた。この92人に対し——多いですよ、92人というのはね。記録が残っているでしょうから、無差別平等の原則ということから照らして、あるいは最低生活の保障ということから照らして生活困窮者の実態、あるいは申請保護の数字、先ほど出ていました原則や必要即応の原則に照らして窮迫な事由、そういう状態に置かれている人がいないかどうか、記録をもう一回見直して相談内容を検討すると、そういう立場には立ってませんか。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

確かに、95件の中には次に保護に陥るといふふうな方もいらっしゃいます。その方については、我々も気をつけて、また、そのとき相談に応じているようなことを対応はしております。ただ、95件の中に、生活保護でも、ただ聞いてみようと試みたり、資産があったり、家のローンがあったとかいろいろありますので、全く生活保護に適用しないという方もあります。そういうことがありますので、ただ、今言いますように、窮迫に迫られた方についても、却下しても今後については気をつけているというような取り扱いをいたしております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

先ほど言いましたように、今後は相談がふえる可能性があるわけですよ。そういう立場で対応していただきたい。この間の92名に対して、確かに今部長が言うように、心配の方もおられると。フォローせにやいかん人も出てくる、その人が果たして仕事が見つかったのかどうか。それは後追い調査やってきちんと制度を生かしていただく、そういうことをやっていただきたいということなんです。

今までの述べてきましたけれども、市長、今後のまたそういう生活困窮状態に置かれる人たちが武雄市内でもふえてくるだろうと、十分想像できる問題ですけれども、市長としては、この間のやりとりを見て、今後どう決意されていくのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

やりとりをつぶさに聞いておまして、やはり行政のセーフティーネットの役割というのは非常に重いというふうに思っております。

そして、本当にきめの細かい福祉行政という根幹が私は生活保護だというふうに、これは議員の認識と一緒だというふうに思っておりますので、そういった意味からでもやっぱり注視をしていく必要があるだろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、やはり——これは言葉が妥当かどうかわかりませんが、なるべく生活保護というのは最後の最後のとりでなんです。ですので、そこに働いていけるような雇用の場の確保であるとか、あるいは所得の向上とかというのをあわせて、能動的な行政というのをおこなう必要があるというふうに思っております。

ちょっと本当に今深刻な状況に武雄もなりつつありますけれども、また、いろいろ教えて

いただければありがたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

国民の生活の実態というのも、景気の悪化というのが100年に一度というのであれば、最近の国民、市民の生活の状態も将来に対する不安ということから見ますと、本当に厳しい時代だろうというのは考えられるところであります。

最後に、生活保護に関しては最後になる——まだありませんね。

舛添要一国務大臣がどういうふうに生活保護を考えて答弁しているかといいますと、「生活保護というのは国庫が4分の3を負担する。10万円生活保護費を支給したとすれば4分の3は国が出しているんですよ。基本的には国の責任において、そういう憲法第25条で定められた国民の文化的で最低の生活を守っていくということでありますから、それは周知徹底していきたい」。これは県に徹底するのか、あるいは全国の福祉事務所に徹底していくのかと。そういう状態でありますからね、これは本当に地域の経済を安定的に進めていく、不安なく進めていく最後の保障になっていきますよね。そこはぜひそういう意味で、幅広くといいますか、救済していく、こういう立場が必要だろうというふうに思うんです。そしてまた、そういう不安がなくなるような、そういう社会の建設も大切ですよね。もう1つは、そういう人たちを支えていく社会的な連帯も必要だと思います。そういう立場で対応をしていただきたいというふうに思います。

次に、二度と再び孤独死を出さないという質問に移っていききたいと思います。

個別具体的にはその人の人権等々がありますので、しかし担当は福祉も健康課も中身は十分御存じですよ。市長も御存じでしょう。この間、構造改革の名で進められてきた政策のもとで、先ほど言いましたように、国民の中に貧困と格差が広がってきている。いわば、暮らしの底が抜けたようなもんだと。確かに定額給付金の問題は随分論議になりました。給付は一瞬ですけどね、1回切りですけども、その後に消費税増税が待ち構えているわけでしょう。増税一生なんですよ。それは、もらう人の生活の足しになる。国と地方との違いはありますけれども、そういった意味では暮らしの底が抜けたような状態だと、一時期ですからね、それはね。そういう不安と危機というのは広がってきております。いわば一人一人の国民がいろんな行政の中で、あるいは国の政治の中で大事にされているのかと。政治、経済、社会情勢の中で、そういった意味では、本当、貧困が広がれば広がるほど社会の殺伐さといいますか、出てきております。その根源には何度も言いますが、人間らしい雇用の破壊、これがあることは明らかであります。

そこで、実は2月5日、72歳のひとり暮らしの男性が、いわば孤独死の状態で見つかる。それで、警察の検視によりますと11月の下旬ごろ亡くなったんだろうと。病死なのか、事故

死なのか。当然それは警察も検視に入るわけですから、11月の下旬ごろ亡くなったと。そうしますと、12月、1月、そして2月5日ですからね、約2カ月、70日ぐらい、いわば放置されとったわけですね。

どうしてこういう事態が起こるのかと。人間の命というのは本当に、人間の命の重さというのは大事ですね、差別があつてはいけませんよ。ですから、そういうことを考えますと、こういう悲惨な事件がそんなに頻繁に起こっちゃいけませんけれども、きのう、生活保護を受けていた方でしたので、いわば警察のほうに連絡とつてね、こういうことが過去あつたのかと。それは孤独死ということでは統計とっていないということでしたので、恐らくなかつたんでしょう、ここ数年ということで見ますとね。10年、20年の単位で見るとあつたかもしれませぬけれども、ここ数年ということではなかつたかもしれませぬ。そうしますと、この状態を発見、こういう状態を引き起こさない上で、例えば、健康課はどういう事業をやっているかということから質問し、見解を聞いていきたいと思ひます。

この資料をつくってもらいましたけれども、独居高齢者見守り対応事業というのがありますね。武雄市の場合、ひとり暮らしの高齢者というのは、きのうの答弁では1,874世帯ですね。中には健康的でね、まだ現役で頑張っておる方もおられますよ、あるいはゲートボールだグラウンドゴルフだで、いろんな社会的なかかわりを持ってやっている方もおられますよね。そういう人たちはよくわかるんですよ、かかわりがありますからね。しかし、病弱な人、あるいは買い物に行けない、料理もなかなか自分でできない人も中にはおるでしょうね。そういう独居高齢者見守り対応事業、そういうことからそういう事業化の必要からこれらの事業が進められてきているわけですがけれども、配食サービス、これは平成20年度が131人、この中でね。平成19年にさかのぼってみますと156人。そして、あらと思つたのが、平成18年度は2,045人、配食サービスを利用している独居の人たち。必ずしも独居老人に限らんかもしれませぬね。それから、平成19年には156人に減つてきている。平成20年、さらに減つて131人、これはどういうことなんですか。こんなにもう要らない、要らないというて元気な人、もちろん元気であるにこしたことはありませんけれども、これが1つ。18年と20年の違い、何でこんなに違うのかと。予算も減つてきていますよね。

もう1つは愛の一声運動、これは民生委員さんとかいろいろ区の役員さんとか、一声かけていく、老人マップもあるでしょうから。18年、19年は人数書いてありますけれども、平成20年度はなくなつたんですか、斜線が入っていますけど。福祉電話貸与、70歳以上で病弱な人には福祉電話をつけましょうということで、平成20年度で14人ですよ、福祉電話をつけている人はね。緊急通報システムというのは、もうちょっと深刻さが増して、これは197名と。ペンダントですぐ消防署に連絡がとれるという、そういう人ですね。福祉電話貸与事業、先ほど言つた男性も福祉電話はつけてもらっていました。設置費用、基本料金は市が負担して、本人負担はかけたときだけという内容ですね。

そこで、こういうことがあったわけですが、紹介しますと、福岡県春日市は会派で行きましたけれども、福岡県春日市は配食サービス、1年365日、1日2食、福祉のトータル事業として声をかけながら配食する。そして、「ああ食べていないね」と、「何か調子悪いんですか」と声もかけていく、報告書も市に上げる。この事業を展開している人に聞きましたところ、この春日市で、このまちで絶対に孤独死を出さないんだと。春日市というのは福岡県の大きい市ですからね、そういうことでやっています。また、結果として、これが雇用拡大にもつながっているということでした。

もう1つは、福岡市の例ですけれども、福祉電話をつけている、武雄でいえば14世帯、ここには毎日1回電話を入れると、安否のためにということもやっているんですよ。武雄で言えば14人でしょう。ということなどを見て、福祉課にもあわせて聞きますけれども、生活保護を受けている人というのは生活保護法第27条に基づいて訪問がありますよね、いろんな指導をしたり援助をしたり、いんにゃ、もう来てくれんがよかという人も中にはおるかもわかりませんが、それは例外的なものとして。しかし、立場はその人たちの生活支援、指導、援助ということから訪問というのがありますよね。ケースワーカーの人も本当大変だと思いますよ。1人で60人近い担当を持っているわけですからね。そういう中で、ずうっと記録しなきゃいけませんね、Aさん、Bさん、Cさんどうだというのが。そういうことを見ますと、その72歳のひとり暮らしの人への訪問記録、これが聞きましたところ3カ月に1回と。そうしますと、ちょうど訪問が終わった後、私たちが11月中旬までは元気だったのを確認しています。

そういうことを考えますと、福祉と健康課と、これは通告のときに言っていましたけれども、こういう事業がある、制度がある、二度と再びこういう深刻な事態を生み出さない、孤独死を出さない。今回の例からどういう教訓を引き出すんですかと、これは議会で質問しますので、どういう教訓を引き出してどう改善策を図っていくのか、ここは答弁をいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

特に高齢者の方には、生活保護というのは最後のセーフティーネットと考えております。

そして、やはり我々も生活保護をしていく中には、人権の尊重、それから命の尊厳を頭に置いてやっているところでございますので、今回の不慮の事故につきましては非常にショックを受け、事務所としても、ケースワーカーとしても非常に落胆しているところでございます。

この教訓、いろいろ今、福祉電話、愛の一声運動、配食の見守り、そういうのをやっております。ですから、福祉電話につきましては、今14台ほどありますけど、これには緊急通報

システムをつけるとか、そういうこと。それから保護者の方につきましては、毎月電話をするとか、ただ保護者の方につきましても、この高齢者に限らず、やはり生活に指導を要する人につきましては、訪問を決めておりますけれども、それ以外にも訪問したり電話したりして様子はいかがっております。今回の場合、3カ月に一遍の訪問ということで、10月に訪問し、11月に亡くなられた。その谷間、確かにその間に電話、訪問をいたしておりますけれども、この方がなかなか家におられないという形でなかなか難しかった。ただ、これは反省すべきことは反省するようには思っておりますのでございます。

ただ、今言いましたように、愛の一声運動、これは来週の月曜日に民生委員さんの研修会がありますので、さらに重ねて、これのほうの強化をしていきたいと思っております。

以上です。

〔22番「配食サービスの違いは」〕

配食サービスは食の自立ということで、たしか平成18年か19年ごろ、無作為に弁当をするんじゃないで自立をさせるというふうな形で、法というのですか、制度が変わっておりますので、だから、反対に男性の料理教室とか、そういうふうな形で食の自立という支援に変わっておりますので、配食が減ってきたんじゃないかと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

部長答弁に補足をいたします。

行政としては、民生委員の皆さんとともに、ちょっと私としても非常に今回の件はショックを受けておりますので、もう少しきめ細かなことができるのではないかとこの観点から、もう一回ちょっと再検討をしたいというふうに思っております。その上で、市民の皆様方にお願いがございましては、これは行政だけ、あるいは広い意味では民生委員を含めた行政だけではちょっとやっぱり厳しいんですね。したがって、昔、私が小っちゃかったときのことを思い出したときには、よく隣近所の皆さんとか、部落の皆さんたちがよく出入りをされておりました。しょうゆを借りに来たりとか、「みそをちょっと貸してね」と来たりとか、そういう日ごろのおつき合いであるとか、家庭訪問といいたほうがいいか、そういうことが恐らく孤独死を防ぐ私には一番の効果があるのかなというふうに思っております。

そういった意味で、重ねてのお願いでありますけれども、孤独死、あるいは孤独な人生を防ぐという意味からすると、やはり今こそ私は共助の必要性が求められているというふうに思いますので、ぜひ市民の皆様方、議会の皆様方におかれましては、そういった観点から、またコミュニティーの再生、そして隣近所はどうなっているのかなということ、たまに行っていただくなりしていただいて、武雄市が独居の方でも安心して安全で暮らせるような環境づくりをしていただければ、そして、私どもも行政としても精いっぱいさせていただきます。

きたいと決意をいたしております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

先月22日に、佐賀の労働組合だとか、党の議員団だとか、あるいは生活と健康を守る会だとか、そういう人たちが主催して青空相談会があったんです。雨が降って大変だったですけどね。それで、佐賀市を中心にして30名の方が相談に見える。仕事がなくなると、何か方法はないだろうか。その場に県知事が見えたんですよ。そういうところに県知事が来るというのは本当、あらと私も驚いたんですけども、話は、これは報告を聞いたんですよ。今度の県議会で、各市町でそういう相談会を開いたときには業務の期間中は派遣できないけども、ボランティアとして県の職員を派遣するということを答弁されております。いわば一つの行政と、そして今市長が言う地域の人たちの力、それが一体となってその人たちを支えていく、このことが大事だと思うんですね。

私、感動しましたのは、昨年の年末年始のあの忙しい中に派遣村に集まってきた人たち、これを本当に支えようというボランティア1,600名ですよ。若い人もたくさん見えたというのが新聞に報道されております。そういった社会的な連帯というのが本当に今こそ求められたときにはないなというのを感じ、感動もしたところであります。

ぜひひとつ、3月末にそういうたくさん解雇者が出ないように、誘致企業ですので、そういう解雇者を出すなど。内部留保の金を崩せばやれるじゃないかと。トヨタの内部留保は13兆円ですよ、内部留保というのは、自動車は何%売り上げ減になった何だと言っていますけどね、それでも体力は十分に持っているんです。13兆円の内部留保というのは本当に世界的にトップですよ。このわずか0.2%、どんぐらいありますか。0.2%を取り崩せば1,000人だ、1,500人だの雇いどめをしなくて済む。このことも報道されておりますので、大いに大企業も社会的な責任、今こそ発揮すべきときではないかと。

もう1つは、誘致企業に対するやっぱり行政の指導が大事だと思うんです。いわば企業の社会的責任というのは株主の利益を守ることはもちろんですけども、配当率を下げるとか、賃金に回すとか、そういうのも求めなきゃいけませんし、もう1つは従業員とその家族の生活を守るということが2つ目の義務でありますよね。3つ目には地域の経済に貢献していく。4つ目には地域の環境を守っていく。そういう企業の社会的責任、4項目に分かれて、まだこれが法律になっていませんからね、最高裁の判例出たわけですから。誘致企業に対するそういう指導——指導っちゃ言葉はきついですけれども、実態を調べて、誘致企業に対する便益をやってきたわけですからね、そういう点ではこういうときにも協力をしていただくというのを要請すべきではないでしょうか。

次に、市民病院の問題に質問を移していきたいと思っております。

もう何人も質問されておりますけれども、今度提案されている平成21年度武雄市民病院会計当初予算に市民病院の売却代金3億9,325万円が収入として計上されております。この中身はこれまで出されてきたとおりでありますけれども、土地が2億2,000万円、建物が1億7,325万円、これがいわば売却代金の3億9,325万円の中身ですね。病院会計の貸借対照表、これは平成20年の病院会計の補正予算を見れば出てはいますけれども、建物の固定資産の評価というのは8億9,280万円、この建物の売却価格との差、7億1,955万円。どうしてこんな大きな差が出るんですかという質問をしますと皆さん方は、これは簿価ですからとか、あるいは減価償却2億円を引いて、実際には10億円だけれども、建物価格は8億9,280万円だというふうに答弁されるでしょう。しかし、28億円かけて大きな改造をやったんですよ、今の待合室や受付、診察室、これは新築と一緒にしたよ。1病棟、2病棟、3病棟はまだ国の移譲後の構造そのものは変わっていませんけどね。まだ開院して9年目ですか、にもかかわらずこの売却価格、そして固定資産の評価、補正予算に出た価格7億1,955万円、この差を説明していただきたい。

もう1つは、日本不動産協会が鑑定した建物の鑑定結果というのは2億4,500万円、売却価格との差もありますよね。その売却価格との差というのは大体検討つきますけれども、この2つの差というのは、売却、1億7,325万円ですと、建物についてはね、総額3億9,000万円ですけれどもね、この2つの差について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

市民病院につきましては、簿価による会計処理を行っております。簿価につきましては、帳簿上の価格でございます、資産購入時の価格をもとに会計処理を行っております。建物につきましては、毎年度減価償却をした価格が計上されておまして、土地については、購入時の価格がそのまま計上されております。

今回の鑑定につきましては、時価でございます。市場での取引を前提とした価格でございますので、簿価と時価に差が出るというふうに理解いたしております。

○議長（杉原豊喜君）

平野議員、答弁いいですか。

〔22番「もう1つ、鑑定評価と売却の差というのは言いましたか」〕

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

予算に売却として計上しておりますのが、土地につきましては2億2,000万円、建物につきましては1億7,325万円でございます。

この差といいますのが除却、解体費用でございます、これは5月の議会で特別措置に関

する条例を議決いただいた折にも御説明したとおりでございます。8,000万円の差でございますが、これに消費税がついてこういう差になっております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そうしますと、いろいろ数字が出てきていますよね。今、売却価格の3億9,325万円、そして鑑定士の結果が建物については2億2,000万円と2億4,000万円。その差は解体費用だと。市長もさっき8,000万円と言っていましたけど。そうしますと、売却益3億9,300万円、これは売却損というのは幾らになりますか。簿価に対して、こうだという7億1,955万円の説明は受けましたよ。私が言ったのは国から移譲を受けて、そして市民病院として設備投資もし、そして今9年目に入ったと、起債残もあるということからしまして、簿価と売却価格との差は今説明受けましたよね、これは簿価ですと。そうすると、実質損益で幾らなんですか。スタートした時点から今日まで減価償却をしてきて、それで簿価が出るわけでしょう。もう1つ出さなきゃいかんのは実際の損益幾らなのかと、そこは答弁してください。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

先ほど企画部長から答弁がございましたとおり、資本として12億500万円、これが簿価として資本に計上いたしております。一方、資産に対しまして資本がございます。資本につきましては受贈財産、それから国、県の補助金、この分を計上いたしております、資本剰余金の受贈財産につきましては2億9,400万円、それから国の補助金が1億6,000万円、県の補助金が8,800万円、国、県合わせますと2億4,800万円程度になります。これから譲渡価格の3億9,300万円、これを差し引きますと売却損として2億6,900万円が出てくるということ、今回の病院の当初予算では売却損として2億6,900万円ということで計上いたしておるところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そうすると、今資料をもらいましたけれども、実質損益が2億7,000万円です。8,000万円の解体費というのはどこに上げるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

何回となく御説明いたしておりますが、8,000万円の解体費というのは評価額から引いて

お渡しするというので、いわゆる解体費用分を差し引くという、そういう額でございまして、予算上には出てこない。最終的に3億9,300万円というのは8,000万円を引いた価格なんだということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

角部長にしてみるとね、何度も何度も言わないかん。しかし、何度も何度も聞かなきゃ納得できない内容なんです。1回でわかるようなものであれば「わかりました」で済みますよ。そうすると、条例を根拠にされますけれども、7月28日に交わした基本協定、市長と池友会の鶴崎理事長と。

この第4条、全部言うのは時間との関係で避けますけども、第4条の3、平成25年1月31日まで、いわば譲渡、移譲した2月1日から3年以内に医療法に基づく構造設備使用許可を受け、新築病院を開設することができない場合は前項に規定する解体費用を甲に返還しなきゃならない。こうなっていますね。そこで、宿題として江原議員から渡されましたけども、解体しなくても8,000万円の解体費を差引くということに関係職員から聞いていますけども、この根拠は何を根拠にしているんですか。

というのは、2月1日以降の所有権というのは池友会のものになるわけでしょう。その間に売買契約を交わして、そして将来、市民的なのれん、これが契約の中に入るかどうかわかりませんが、そういう病院の今後の経営のあり方とか、どこまで踏み込んだ契約になるかわかりませんが、移譲した後というのは民間になるわけですから。しかし、2月1日以降、所有権が池友会に移りますよね。それから3年以内に新病院をつくる。そうしますと、池友会に移った武雄市民病院、建物、土地、池友会も土地だけくれと言いませんよね。建物だけが欲しいわけじゃないでしょう。その病院が欲しいわけでしょう。病院が欲しいということは135床という民間で言えば経営権でしょう。病院の運営権、権利でいいますとね。だって2,070の南部医療圏はベッドの上限があるわけですから。どんなにばたぐるうても、県の地域医療審議会が許可をおろせばまた別でしょうけれども、普通には病院建てられない、南部医療圏の範囲内では、一番欲しいのは病院が運営できるという権利でしょう。そうすると所有権は池友会に移る。解体するかどうかは池友会の経営の範囲内でしょう。しかし、市が義務づけていますよね、協定書で。協定書って言ったって覚書、協定書、それで契約というわけですから、重さから言えば契約が一番重いでしょう。行政実務の解説書でいきますと、覚書、協定書はメモみたいなものだという解説した本もあります。

それで、そこで聞きますけども、しかし、協定書に交わされた内容というのは大事だという、その認識はあるんですけれども、そうしますと解体しなくても8,000万円の解体費用が、いわば引かれた状態で売却される。この根拠を示していただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、この基本協定書の位置づけで、先ほど議員はメモみたいなものだとおっしゃいました。全く違いますね。基本協定書というのは、あくまでも甲が私でありまして乙が理事長であります。これをきちんと公開をして契約を結んでいるわけでありますので、これは非常に重いものであるというふうに認識をしております。メモということについてはとんでもないというふうに思っております。

その上で根拠ですけれども、これは、この議会で再三再四お答えいたしておりますとおりに、まず病院の用途、供しない場合というのは民法上、売り渡しの責任者のほうに原状回復義務があるということは議員も御案内のとおりであります。しかも、これはあくまでも商行為になりますので、民法の特別法の商法の部類に位置すると思っておりますけれども、これは原状回復をした上で渡すというのが本来の取引になるわけであります。したがって、根拠につきましては、まず、淵源にいくのは民法であります。その上で、それを具体的に契約ならしめるのが、この基本協定書であるというふうに認識をしております。その上で甲と乙とこういふふうに協定を結んでおりますので、2段、3段にわたって根拠をきちんと位置づけております。

いずれにいたしましても、病院としての供用に供しない場合というのは、それは、むしろ病院としては意味をなさないということでありますので、第4条第2項に基づき、解体費用を差し引いた価格で乙に売却するという流れになっております。

以上です。

〔22番「根拠は。2条でいいわけ」〕

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

あくまでも商行為でございますので、民法並びに民法の特別法に基づく商法の売り渡しをするものについては、原状回復をして売り渡すということが公法上の大原則だというふうに思っておりますので、先ほど申し上げたとおり、その淵源については、民法並びに商法だということだと思っております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

売り渡すときに原状回復をして売り渡す、これは民法に決められている。市は壊すんです

か、じゃないでしょう。池友会が求めているのは土地でもない、病院、いわば病院建物でもない。病院としての機能を持った市民病院を購入して権利を得て、そして3年以内に新築移転するんだと。原状回復して売り渡すというのがよくわからんのですよ。きのうからそういうふうに市長答弁していますけれども。何で今の、まだ建てて8年しかない市民病院を原状回復するという中身は何ですか。売り渡す側がというのは市側がでしょう。市側が原状回復をして売り渡す。どこをどう原状回復するんですか、よくわかりません。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

今まで私どもが説明した内容を手順追って説明いたしますと、市民病院の土地、建物の資産につきましては、武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例第3条に基づき、時価よりも低い価格で譲渡することができるというふうに定めております。この条例の御審議の際に、関連資料としてお示ししました武雄市民病院移譲先公募要領では、物件の売却参考価格に関し、建物は不動産鑑定評価額をもとに移譲直前に決定すると。ただし3年以内に新築移転した場合は時価から解体費用を差し引いた額とすると規定いたしております。

平成20年7月28日に、移譲先と締結した武雄市立武雄市民病院の移譲に関する基本協定第4条においても同様の規定を設け、市民病院の土地、建物などの資産につきましては、武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例第3条に基づき、時価よりも低い価格で譲渡すると。これは3条に基づき時価よりも低い価格で譲渡することといたしております。

その中で、協定書には、平成25年1月31日までに医療法に基づく構造設備使用許可を受ける場合は解体費用を差し引くと。できない場合は解体費用を返還するというふうにしておりまして、これは議員言われるように、解体する、しないではなく、病院を新築すれば解体費用分の金額を差し引くということが根拠でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

それは、先ほどメモみたいなもんだというのは、失礼な言い方だったかわかりませんが、行政実例に書いてあったんですよ。区画整理のときのね、JRと武雄市の協定書ということではうっと調べていきますと、そういう部分があった。覚書、協定書、そして契約と、それぞれの重みが違うという意味で言ったわけですから、そんなに不適切な言葉とは思いませんけれども、重みは理解しております。

よくわからんのですよ、角部長。原状回復というのは建物を壊して、そしてもとに戻す。救急患者の入り口のところはね、原状に復帰せよというたって、これは武雄市が予算をつかってしたわけですから、池友会の側が、いんにゃ、もとにせいと言うわけじゃないですもん

ね。あるいは市営住宅を借りていて、建物にくっつけてするわけにはいきませんが、そこに1部屋ね、プレハブをつくったとする。出るときには持っていかなくちゃいけませんよね、現状に復さなくちゃいけません。畳がえもせなくちゃいけません、それから壁も塗りかえなくちゃいけません、話聞きますと大体二十数万円かかりますけどね。原状回復をして出ると、これはわかりやすいですよ。そういう意味での原状回復は。

だから、私が言ったのは、2月1日以降の所有権は池友会に移るんでしょう。そして、その病院を残したいと、市長も残すように要求していきたい。川良の人たちで協議会つくって、どう活用するかは論議してほしい。残すという方向で論議してほしい。答弁されていますよね。あの議員の質問では、インフルエンザの隔離病棟としても必要じゃないかと、建物を残すべきじゃないかと。それは異論があるかもしれませんが。そういう建物を残すという、1月の一般質問で聞きもしましたけれども、建物を残すという方向に鶴崎理事長も回答したと。高木議員のチラシに出ていましたよ。

そうすると、解体しないで、その後利用でしょう。それはどう利用するかは池友会の判断でしょう、解体しないと。解体しないでも8,000万円引いてある。根拠がなくなるじゃないですか。解体費用の8,000万円の根拠も、よくそこがわからんのですよ。原状回復して売り渡さなくちゃならんという問題と、そして、池友会の経営方針で解体しないで残すと。そんなら、じゃ解体費用は返してくださいよと。普通、私素人風に見ますとそういう判断しかできないんですよ。でしょう。そこはなかなか原状回復という問題と、角部長がなかなか、解体せんでも8,000万円つけている根拠は5月30日の特別措置に関する条例の3条を用いましたけれども、そこには解体しないでつけてやるなんて書いていないでしょう。応募要綱にも書いてないでしょう。新しい病院を3年以内に建てなければ解体費用を返してくださいよと書いてある。そんなら、解体しないなら8,000万円は売却代金に上乗せしても当然じゃないですか。そこがよくわからんのですよ。よくわからんから角部長も何回も何回も、それは疲れてね、大変だと思えますけれども、わかるように答弁していただけませんかね、私自身に。私のほうが悪いんですかね。私のほうが理解不足であれば後で個別指導をしてもらうといいですけれども、これだけにかかるというわけにはいきませんが、そこはぜひひとつもう一回答弁いただいて、わからなければ後で個別に聞きますよ。

○議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

施設の売り渡し関連でありますけど、今回の場合は移譲先が見つかりまして移譲ということになりましたけど、もし病院を廃止ということになりますと必ず解体しなければならないというのが、そこに生じてくると思います。だから、温泉ハイツを購入したときには、機構側はもう売れなかったら解体するというを前提に解体費用を差し引いた価格で売って

れたわけですね。ここと同じような考え方を持っていたわけです。そしてまた、今回の場合は、特殊の例としてはですね、病院として、その場で経営をされるんだったら解体費用は差し引かれませんよと。しかし、新たに別のところにつくっていただくということになれば、新たな資産がそこにまた生じます。また、市におきましては、固定資産税等がそこで新たな収入として生じます。そういうことを前提に、別のところに、何年だったですか、3年後につくっていただくことになれば、その解体費用相当額は差し引いて売り渡しますということにしたわけです。

それともう1つ、おっしゃっている中で、結果的には解体しないじゃないかと。そしたら何になる、そのための費用としてはおかしいじゃないかという話ですけど、私は解体しないで残してもらうことが市にとっては一番の喜び、ベター、もちろん固定資産税も入ってきますし、そこで新たな雇用も生じますので、できるだけ解体しないで利用していただくことを望んでいるものでございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

それは地元の人たちも望んでいるところですよ。だから、1月の一般質問で方針変更をしたんですかと、池友会の側はね。しかし移譲してしまえば解体するか、残すかは池友会の判断になるわけでしょう。武雄市が強く言えない条件になってきますよね、新たな条件できるわけですから。それは古賀副市長が言うように、残したほうが固定資産税入ってきますよ。だから、解体費用は何も払わんでいいじゃないですかと、ここまでまだ答弁いっていませんよね。

そうしますと、新しい病院をつくるというのが条件になってきていますので、その新しい病院をつくる場所、そこに質問を移しながら、また進めていきたいと思えますけれども、いわばこういう例というのは、例えば、新潟県の巻町が武雄とよく似ているところも一部ありますけれども、巻町は国民健康保険病院を持っていたんですよ、新潟市と合併すると。165床、一般病床120、45床は療養病床と。これを新潟市が合併するからには赤字を清算してなら合併応じますよと。そのままでは合併応じませんと。それで、巻町の人たちは随分議会でもいろんな論議をしましてね、巻町国保病院、巻町の介護老健施設、巻町の訪問看護ステーション、この3つ持っていたわけですね。ところが、医療法人は国保病院と訪問看護ステーションは要らないと。自分たちは21億円かけて新しい病院をつくるんだと。ということは2つの施設、土地、建物は要らないと、買わないわけですよ。そうすると、3つの施設で土地、建物で鑑定評価は21億2,760万円。巻町国保病院と訪問看護ステーションは要らないと法人白美会というんですか、言ったわけですから、この分を引きましょうということで医

療法人と町が交渉しましてね、交渉してやっとまとったのは14億円ですよ。14億円が町に入ってきたわけですね。165床、120床の一般病床と療養の45床、そこには解体費用の話も何も出ていませんよ。14億円で交渉が成り立ったわけですね。

もう1つは鑑定評価の問題で、対象不動産鑑定評価、このコピーさせてもらいました。この鑑定の結果というのは、実は4億6,500万円、これは出ていますよね。この4億6,500万円を鑑定したその経過、いろんな形で分析されていますよ。分析する上で競争の原理が成り立つのかと、需要と供給の関係で。そういう角度から見た文書が載っています。これは17ページから18ページにかけて載っていますね。17ページは対象不動産、武雄市民病院がことし4月までは第2次医療体制を担っていたことから、当該医療体制を担う病院も大体競争関係にある。競争も何もならないというふうにはなっていませんね。競争関係にあると。18ページにはどう書いているかという同一需給圏、同一需給圏といいますと南部医療圏でしょう。南部医療圏における病院、診療所等に係る最近の取引事例は収集できなかったと。他の地域における取引状況等を見ると、医療法人、投資家、または介護事業者等が典型的な需要者として上げられる。医療法人については、病床数の拡大を基としている法人や、診療所から病院への転換を図る法人が需要者として考えられる。ということは競争が成り立っているわけですね。いわばその投資家がおる。そしたら去年の——機会があったら読んでください。去年の6月の「ダイヤモンド」という本に、そういった投資家、病院ファン、そしてそのグループ、徳洲会グループが2,500ぐらいベッドを持っていると、どんどん拡大しようとしている。その中に池友会も入っていましたよ。そのベッド数から何かからね。そういうのが「ダイヤモンド」という本の昨年6月号に出ています。参考にして見てください。

そういうふうに病院の拡大戦略といいますか、この流れがあるんですよ。そういう中で最近の取引事例は収集できなかったと、南部医療圏では。これは紹介しますと、南部医療圏で実際に40床の病院が4億円で売れておるんですよ。それで最近、所有権の移転もされたということなんです。これは確認しましたので、ここで名前は出さないというのは本人の立場がありますので、出しませんが、しかし、購入者は鹿児島県の介護保険事業を中心に医療もやっている、そこが購入したと。ここでいう同一需給圏、そういう最近の取引事例はなかったと。日本不動産鑑定協会はこの文書はいつ書いたんですかね。時間がないので、簡単にいつ報告を受けたのか教えてください。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

報告書は平成20年12月26日に受け取っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

12月26日は役所御用納めの日——御用納めというのは古いですけど、執務納めというんですか。そのころにはもう既に話は具体的にあっていましたよ。去年の私が一番最初聞いたのは10月か11月でしたから。ただ、欲しいという相手先がまだなかなか決まらんというのはありましたですけどね。ですから、12月26日に報告書を受けたという点では、もう既に話はかなり具体的に、つい最近、所有権移転したというんですから、話だけは随分進んできていたというふうに思うんですよ。そういうこともあります。

ですから、巻町の例にしろ、市がどうしても14億円を譲れないと、今後の赤字を埋める問題にしましても、あるいは不動産鑑定士が出した21億円という鑑定結果があると。14億円は譲れないということで交渉の結果、13億円で売却したと。165床ですよ、一般病床120床ですよ。あるいは先ほどの40床の病院が4億円で売れたと、1床当たり1,000万円でしょう。そういうことなどを考えますと、市長が比較検討を余りしたくないと言いますが、やっぱり比較検討しないと我々わからないんですよ。その病院の経営権だとか、あるいは病院をする資格を得るためにはですね。建物と土地だけ欲しいということじゃないですからね。そこで病院の事業が展開できると、その権利が欲しいわけでしょう。そういうことから見ますと、やはり、いや、武雄市はここまで譲れないと、売る側としては。相手が欲しいと言っているわけですから。需要と供給の関係から言いますとね。いや、今は市長のほうが強いわけでしょう。売る側が強いですよ、欲しいという人に対してはね。そういう点では、来年1月31日までは市民病院なわけですから、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、新しい病院の予定地ですけれども、これは協定書の第5条、病院の開設運営について、5条の2、25年1月31日までに医療法に基づく云々で、新築病院を開設しなきゃならないと協定書にうたってありますね。3番目には、武雄市は企業立地等の奨励に関する条例。ですから、事業所の立地のための資料の提供だとか敷地の取得等、事業所の立地に必要なお手伝いをしましょうと。

そこで私、質問したいのは、企業誘致というふうに明確になりますよね、こうなってきますとね。この武雄市なら武雄市の企業立地等の奨励に関する条例ということですから、まさに企業誘致。ですから、最近、特に武雄区に企業立地課の人たちが、日参とまでは言いませんけど、随分来ておられますけれども、2月16日の地権者会、これは競輪課が主催する。競輪課が何を求めたかという、3年ごとの契約の見直し、これがずうっと長い間続いてきたんですけれども、そこに1行、「必要な場合はこの限りではない」と。この「必要な場合はこの限りではない」という1行を入れるために地権者の皆さん方に来てもらって説明をしたと。その後、3人ですか、企業立地課の人たちが入れかわりにあいさつされた。3月5日には、今度は企業立地課の側が独自に案内をして地権者を集めておられますね。ここにも訪問して回っておられる。環境影響調査されたんですか。

きのう、おとといも論議になっていましたけれども、あの地域というのは大型商業施設のすぐ西隣でしょう。前の第5駐車場、これはお客さんの駐車場です。それから第4駐車場、ここの地権者を集めたというわけですけれども、その上には御船が丘小学校があり、近くには保育園もあり、図書館、あるいは文化会館もある。いわば教育文化施設が集まっているところでしょう。これはこの前も言いましたけどね。そして大型商業施設もある。そこに8階建てのビルを建てる、ヘリポートもつくる、何回も言いますけどね。

特に私心配なのは景観条例、市長が提案した景観条例、御船山梅林平原線、ここを梅林のところから景観条例は山の中でしょう。しかし、景観というのはその地域の人にとっては、ずうっと離れたところも景観環境圏というんか、そういうのがありますよね。あそこに8階建てを建てられたらどんだけの人が御船山が見えないと。江戸時代から御船山がきれいに見えるところに家を建てたいと、そういう思いから、あそこの文化会館、鍋島の別荘地だったんですよ。そういうことを考えますとね、景観のことも考えなきゃいかん。そういうための環境影響調査というのはやっていますか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、答弁に入ります前に、私の言葉を引用されて、比較検討をしたくないと私申し上げたでしょうか。

〔22番「うん、言った」〕

いや、申し上げておりません。私はあくまでも不動産鑑定においては信用ができる場所をお願いをしたいということをおっしゃって、比較検討をしたくないということは私の記憶だと言ったつもりはないですね。

その上で、先ほどもお話をされましたけれども、あくまでも日本は法治国家であります。したがって、さまざまな規制、あるいは権限上の制約等がありますので、これは一つ一つ確認をしながらクリアをしていく問題だというふうに思っております。

環境影響評価、これは環境アセスメントのことをおっしゃっていると思いますが、議員御案内のとおり、さまざまな種類、部類があります。これも一定のめどがついたときにきちんとする必要があるだろうというふうに思っておりますので、御心配には及ばない。

それと、景観条例のことをあえておっしゃいましたけれども、基本的に私どもの景観条例というのは色です。色の問題でつくっております。そして、それを否定するわけじゃないですけれど、高さについても、それはきちんとかぶらないように景観審議会等にきちんと諮る必要性はあるというふうに認識をしておりますので、議員がおっしゃっている場所に8階建ての建物ができるからといって、直ちに景観条例に違反をするということについては考えておりませんし、これについては、関係者の皆様方にきちんと私どもの責任として説明をする

必要があるだろうというふうに認識をしております。

いずれにいたしましても、さまざまな規制、あるいは法、条例にのっとって進めてまいりたい。そして、地権者の御同意をきちんととれるように丁寧に説明をしていきたいと、このように考えております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今後、また引き続き場所の問題についても、その影響調査についても論議を進めていきたいと。

最後ですけれども、介護保険料の、これはこの前論議されましたので、結果はわかっております。月額809円、基準月額が4,314円ですね。これまで5,123円の基準月額は佐賀県で一番高い額でした。それで、この間の答弁を聞いておまして、1つはこの第3期と第4期の比較、この資料を介護保険事業者からもらったんですけれども、従来は所得段階というのは第1段階、第2段階から第6段階、所得の低い人から高い人まで6段階に分けて基準を決めていましたね。809円平均して下がるわけですけれども、これは第4段階は第4、第5に分けていますね。第4段階を2つに分ける。第5段階も2つに分ける。第6段階も2つに分ける。そして第9段階ということでふやしましたね。この基本的な考え方を示していただきたいと思います。

もう1つは9億5,000万円の積立金、剰余金がありますね。この9億5,000万円の積立金何で出てきたかと、サービスが後退したのかと。ところが関係者に聞きますと、特老、あと3つぐらい必要だと、いわゆる待ちの状態でしょう。入りたくても入れない。だれかが亡くならないと特老に入れない。ところが、初日の一般質問でありましたように、療養病床というのは国の方針で、32万床から18万床に、この5年間で減らすという方針ですよ。だから、この5年間は介護型療養病床で、介護と医療、両方できますけれども、これは将来にわたっては療養病床を減らしますよと。これはどうなるかわかりませんよ。そうすると介護難民とか医療難民が出ていく、押し出されていく。これは高木議員の質問でもありましたよね。ですから、従来、この9億5,000万円というのはあと3つぐらい特老が必要なんだと。これが部長答弁では、民間がやるということになって9億5,000万円を原資として引き下げると。県の担当者も介護保険料の引き下げについては、県は25億円の準備金を持っているんですよ、25億円の準備金がある。そして、各介護保険事業所に対して今の情勢のもとですから、引き下げるために検討しなさいみたいなことを言っている。引き下げることはいいですよ。ただ、気になるのは、この9つの段階に分けたことと、もう1つは9億5,000万円、本来の計画では3つぐらい。一言でいいですから答弁していただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

今回の改定につきましては、第4期でございますけれども、平成16年、17年に行われました税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置が平成20年で終わるということでございます。それを受けて、第4期についても保険者が同水準の保険料の軽減措置を講ずることができるように見直されたということから、広域圏においては税制改正で5段階になったことを含む所得段階における保険料の軽減を行うということで、こういうふうに9段階にしているところでございます。

それから、9億5,000万円の準備金ですけれども、準備金につきましては、その最低限を残し、次の保険料に使いなさいということになっておりますので、そういうふうな取り扱いをなされております。

〔22番「以上で一般質問を終わります」〕